

「(仮称) 福岡市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例」に規定する事項（案）について

福岡市では、災害発生時の避難行動に特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」）の名簿情報を地域に提供することに関して必要な事項を定めることにより、災害時の地域による避難支援が円滑かつ迅速に実施されるよう支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする「(仮称) 福岡市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例」の制定に向け、検討を進めており、このたび、この条例に規定する事項の案をとりまとめました。

その背景、経緯、条例に規定する事項（案）の内容は、以下のとおりです。

1 背景

(1) 避難行動要支援者名簿

- ・平成 23 年の東日本大震災における死者数のうち、65 歳以上の高齢者は約 6 割、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍と推定されています。
- ・これらを踏まえ、災害対策基本法（以下、「法」）が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村長に義務付けられました。
- ・避難行動要支援者名簿は、災害発生時に、要支援者の円滑かつ迅速な避難の支援や、安否の確認などを実施する際の基礎資料となるもので、要支援者全員を登載した「全体名簿」と、全体名簿登載者のうち、平常時から名簿情報を地域へ提供することに同意した者を登載した「同意者名簿」があります。

(2) 避難行動要支援者

- ① 在宅で、次のいずれかに該当する方
 - ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級（心臓、じん臓又は免疫機能障害のみを除く）
 - ・要介護認定 3 以上
 - ・療育手帳 A
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1 級
- ② 在宅で、次のいずれかに該当し、市長に申し出のあった方
 - ・身体障害者手帳（上記、①を除く）
 - ・要介護認定（上記、①を除く）、要支援認定
 - ・障がい支援区分 1 以上
 - ・療育手帳 B
 - ・精神障害者保健福祉手帳 2 級又は 3 級
 - ・指定難病患者
 - ・65 歳以上で身体虚弱

(3) 避難支援等関係者

- ① 校区・地区自治協議会
- ② 校区・地区社会福祉協議会
- ③ 民生委員・児童委員

(4) 平常時からの名簿情報の地域への提供

- ・法では、災害発生時には、要支援者本人の同意の有無に関わらず名簿情報を地域に

提供することが出来るとされていますが、災害時の安否確認や避難支援に効果的に名簿を活用していただくためには、平常時から名簿情報を地域に提供し、日頃からの見守り活動などを通じて、要支援者と顔の見える関係づくりを進めておいていただくことが重要です。

- ・法では、平常時から名簿情報を地域に提供するためには、あらかじめ要支援者本人の同意を得ることが必要とされていますが、当該市町村の条例に特別の定めがある場合は、本人の同意がなくとも平常時から名簿情報の提供が可能とされております。

(5) 避難行動要支援者名簿における課題

- ・地域への名簿情報の提供に同意した方に限った情報提供にとどまっており、地域が平常時から顔の見える関係づくりを行おうとしても、地域全体の要支援者を把握できない状況にあります。
- ・意向確認への未回答者が全体の4分の1を占めています。

(参考) 避難行動要支援者名簿登載状況（令和2年6月1日時点）

項目	人数	割合
全体名簿登載者	35,843 人	100.0%
うち、同意者名簿登載者	18,570 人	51.8%
非同意者	8,410 人	23.5%
意向確認未回答者	8,863 人	24.7%

2 条例に規定する事項（案）の内容

今回の意見募集の対象

「（仮称）福岡市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例」に規定する事項（案）

※全文を4～5ページに掲載

【主な内容】

(1) 目的

- 避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する。

(2) 名簿情報の提供

- 市長は、災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 市長は、本人の同意が得られない場合において、本人が同意しない旨の意思を明示しないときは、当該本人の同意を得たものと推定する。
- 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(3) 名簿情報の活用等

- 避難支援等関係者は平常時から名簿情報を活用し、避難行動要支援者との関係を構築するよう努める。
- 避難支援等関係者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、当該避難支援等関係者又はその家族等の生命及び身体の安全の確保に支障がない範囲で、避難支援等を実施するように努める。

(4) 名簿情報の管理

- 市長は、提供した名簿情報の管理の状況を確認するために必要があるときは、名簿情報の提供を受けた者に対し、名簿情報の管理の状況に関する報告を求め、又は名簿情報の管理の状況を検査することができる。
- 名簿情報の提供を受けた者は、善良な管理者の注意をもって、当該名簿情報を管理し、名簿情報の漏えい防止のために必要かつ適切な措置を講ずる。
- 名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の目的以外のために、名簿情報を自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由がなく、名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 「福岡市避難行動要支援者名簿の活用に関する懇話会」(※)での主な意見

※法律の専門家、防災の専門家、避難支援等関係者等から避難行動要支援者名簿の活用について意見を伺うために設置。

- ・個人情報保護も大事だが、災害から命を守るためには、より多くの方の情報を平常時から地域に提供し、顔の見える関係づくりを進めておくべき。このためには、情報提供を拒否できる仕組みを設けたうえで、条例に特別の定めをすることが望ましい。
- ・条例に特別の定めをする方法としては、個別の条例を制定することが望ましい。

「(仮称) 福岡市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例」に規定する事項 (案)

1 目的

この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)の規定に基づく避難支援等関係者への名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 法第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難行動要支援者で、規則で定めるものをいう。
- (2) 避難支援等 法第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難支援等をいう。
- (3) 避難行動要支援者名簿 法第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難行動要支援者名簿をいう。
- (4) 名簿情報 法第 49 条の 11 第 1 項に規定する名簿情報をいう。
- (5) 避難支援等関係者 法第 49 条の 11 第 2 項に規定する避難支援等関係者で、規則で定めるものをいう。

3 名簿情報の提供

- (1) 市長は、法第 49 条の 11 第 2 項の規定により、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。この条及び附則第○項において同じ。）の同意が得られない場合（次項の規定により本人の同意を得たものと推定する場合を除く。）は、この限りでない。
- (2) 市長は、前項に規定する本人の同意が得られない場合において、本人が同意しない旨の意思を明示しないときは、当該本人の同意を得たものと推定する。
- (3) 市長は、法第 49 条の 11 第 3 項の規定により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

4 名簿情報の活用等

- (1) 避難支援等関係者は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を活用し、避難行動要支援者との関係を構築するよう努めるものとする。
- (2) 避難支援等関係者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、当該避難支援等関係者又はその家族等の生命及び身体の安全の確保に支障がない範囲で、避難支援等を実施するように努めるものとする。

5 名簿情報に係る管理状況の報告等

市長は、提供した名簿情報の管理の状況を確認するために必要があると認めるときは、第〇条第〇項又は第〇項の規定により名簿情報を提供された避難支援等関係者その他の者(以下「名簿情報を提供された避難支援等関係者等」という。)に対し、当該名簿情報の管理の状況に関する報告を求め、又は当該名簿情報の管理の状況を検査することができる。

6 名簿情報の漏えい防止のための措置

名簿情報を提供された避難支援等関係者等は、善良な管理者の注意をもって、当該名簿情報を管理し、当該名簿情報の漏えい防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

7 利用及び提供の制限

名簿情報を提供された避難支援等関係者等は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

8 秘密保持義務

名簿情報を提供された避難支援等関係者等(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、法第 49 条の 13 の規定により、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。